

平成 18 年 5 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社 大 谷 工 業  
代 表 者 名 代表取締役社長 芝 崎 安 宏  
( J A S D A Q コード番号 5 9 3 9 )  
問 合 せ 先  
取締役管理グループ マネージャー 阿 部 昇  
電 話 0 3 - 3 4 9 4 - 3 7 3 1

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成 18 年 5 月 16 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 28 日開催予定の第 67 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されることに伴い、次のとおり変更するものです。

- (1) 単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため(第 8 条)の所要の変更を行うものです。
- (2) 議決権行使のための代理人の数を限定するため(第 13 条)の所要の変更を行うものです。
- (3) 株主総会参考書類等をインターネットを利用して提供するため(第 15 条)の所要の変更を行うものです。
- (4) 必要に応じてより機動的な取締役会決議が可能となる書面取締役会制度を採用するため(第 28 条 2 項)の所要の変更を行うものです。
- (5) 会計監査人の章を新設するため(第 6 章 第 41 条から第 44 条)の所要の変更を行うものです。
- (6) 旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものです。
- (7) 「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律 87 号)により、会社法の施行に伴って定款に定めたものとみなされた事項につきまして、条文の新設、変更、所要の文言の整備等をあわせて行うものです。
- (8) 上記の変更に伴い、章数および条数の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

現行の定款中、変更のない条文は記載を省略しております。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 28 日(水曜日)

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 28 日(水曜日)

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、<u>2,800万株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p style="text-align: center;">新設</p> <p>(1単元の株式数)</p> <p>第6条 当社の<u>1単元の株式数</u>は、1,000株とする。</p> <p>(単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社は<u>1単元の株式数</u>に満たない株式(以下単元未満株式という。)に係る株券を発行しない。</p> <p style="text-align: center;">新設</p> <p>以下1条繰下げ</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2. <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿、実質株主名簿(以下株主名簿等という。)および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿への記載、株券喪失の登録または抹消、質権の登録または抹消、信託財産の表示または抹消、株券の交付、</u></p>	<p>(公告方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数および株券の発行)</p> <p>第5条 当社の<u>発行可能株式総数</u>は、2,800万株とする。</p> <p>2. <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第6条 当社の<u>単元株式数</u>は、1,000株とする</p> <p>(単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社は<u>単元株式数</u>に満たない株式(以下単元未満株式という。)に係る株券を発行しない<u>ことができる。</u></p> <p>(単元未満株式の権利)</p> <p>第8条 当社の<u>単元未満株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利および本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿、実質株主名簿(以下株主名簿等という。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成並びに備え置き、その他株式に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせる。</u></p>

現行定款	変更案
<p><u>単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第9条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項のほか必要ある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告のうえ臨時に株主名簿の記載の変更を停止し、または基準日を定めることができる。</p> <p>(株式取扱規定)</p> <p>第10条 当会社の株券の種類、株式の名義書換、質権の登録または抹消、信託財産の表示または抹消、株券の交付、単元未満株式の買取り、諸届出の受理等株式に関する取扱いおよび手数料については、取締役会の定める株式取扱規定による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第11条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第12条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合、株主または代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">新設</p>	<p>変更案</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項に定めるほか必要ある場合には、取締役会の決議によって、あらかじめ公告のうえ臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(株式取扱規定)</p> <p>第11条 当会社の株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他の株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規定による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時招集する。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合、株主または代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に</p>

現行定款	変更案
<p>以下1条繰下げ</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めある場合を除き、<u>出席株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(株主総会の議事録)</p> <p>第15条 株主総会の<u>議事録には、議事の経過の要領および結果を記載し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印する。</u></p> <p>2. <u>株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会 新設</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第17条 取締役は株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議については、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>3. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、<u>就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする。</p> <p>(役付取締役および代表取締役)</p> <p>第20条 当社は取締役会の決議により、取締役の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、並びに取締役副社長、専務取締役、および常務取締役各若干名を<u>選任</u>することができる。</p>	<p><u>対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(株主総会の議事録)</p> <p>第17条 株主総会の議事については、<u>法務省令で定めるところにより開催の日時および場所並びに議事の経過の要領およびその結果その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。</u></p> <p>削除</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役会の設置)</p> <p>第18条 当社は、<u>取締役会を置く。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議については、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>3. <u>第1項の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする。</p> <p>(役付取締役および代表取締役)</p> <p>第23条 当社は取締役会の決議により、取締役の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、並びに取締役副社長、専務取締役、および常務取締役各若干名を<u>選定</u>することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>2. 取締役社長は会社を代表し、会社の業務を統括する。</p> <p>3. 前項のほか、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を<u>選任</u>することができる。</p> <p>(取締役の報酬および退職慰労金) 第23条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会において定める。</p> <p>(取締役会の決議) 第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その議決権の過半数をもって<u>これを行う</u>。</p> <p style="text-align: center;">新設</p> <p>(取締役会の議事録) 第26条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載し、議長並びに出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。</p> <p>2. 取締役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p style="text-align: center;">新設</p> <p>以下1条繰下げ</p> <p>(監査役の選任) 第29条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議については、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う</u>。</p>	<p>2. 取締役社長は会社を代表し、会社の業務を統括する。</p> <p>3. 前項のほか、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を<u>選定</u>することができる。</p> <p>(取締役の報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役会の決議方法等) 第28条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その議決権の過半数をもって行う</u>。</p> <p>2. <u>当会社は、取締役（当該決議事項に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会の議事録) 第29条 取締役会の議事については、<u>法務省令で定めるところにより開催の日時および場所並びに議事の経過の要領およびその結果その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、議長並びに出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う</u>。</p> <p>2. 取締役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役および監査役会の設置)</u></p> <p>第31条 <u>当会社は、監査役および監査役会を置く。</u></p> <p>(監査役の選任) 第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議については、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う</u>。</p>

現行定款	変更案
<p>(<u>常勤監査役</u>)  <u>第31条</u> 監査役は、その互選により1名以上の常勤の監査役を置かなければならない。</p> <p>(<u>監査役の報酬および退職慰労金</u>)  <u>第32条</u> 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会において定める。</p>	<p>監査役会の項に移設</p> <p>(<u>監査役の報酬等</u>)  <u>第35条</u> 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>現行定款第31条から移設</p>	<p>(<u>常勤監査役</u>)  <u>第38条</u> 監査役会は、監査役の中から1名以上の常勤の監査役を選定しなければならない。</p>
<p>(<u>監査役会の議事録</u>)  <u>第35条</u> 監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</p> <p>2. 監査役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。</p>	<p>(<u>監査役会の議事録</u>)  <u>第39条</u> 監査役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所並びに議事の経過の要領およびその結果その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>2. 監査役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。</p>
<p>新設</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>新設</p>	<p>(<u>会計監査人の設置</u>)  <u>第41条</u> 当会社は、会計監査人を置く。</p>
<p>新設</p>	<p>(<u>会計監査人の選任</u>)  <u>第42条</u> 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p>
<p>新設</p>	<p>(<u>会計監査人の任期</u>)  <u>第43条</u> 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>新設</p>	<p>2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</p>
<p>新設</p>	<p>(<u>会計監査人の報酬等</u>)  <u>第44条</u> 会計監査人の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>
<p>以下1章繰下げ  以下4条繰下げ</p>	

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p>第37条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>営業年度の末日をもって決算期とする。</u></p> <p>(利益配当)</p> <p>第38条 当社の利益配当金は、<u>毎決算期現在の最終の株主名簿等に記載された株主または登録質権者</u>に対し支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第39条 当社は取締役会の決議により、毎年9月30日現在の最終の株主名簿等に記載された株主または<u>登録質権者</u>に対し、<u>商法第293条ノ5に定める金銭の分配（以下中間配当という）</u>を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第40条 <u>利益配当金、中間配当金およびその他の分配金</u>が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</p> <p>2. <u>利益配当金、中間配当金およびその他の分配金</u>には利息を付けない。</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第45条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第46条 当社の剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載<u>または記録された株主または登録株式質権者</u>に対し支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第47条 当社は取締役会の決議によつて、毎年9月30日現在の最終の株主名簿等に記載<u>または記録された株主または登録株式質権者</u>に対し、<u>中間配当</u>を行うことができる。</p> <p>(剰余金の配当金の除斥期間)</p> <p>第48条 <u>剰余金の配当金（中間配当金を含む）</u>は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</p> <p>2. <u>剰余金の配当金（中間配当金を含む）</u>には利息を付けない。</p>

以 上